

社会福祉法人 山形県社会福祉事業団

スタッフ（契約）職員募集案内

1 募集職種

職 種	資 格
援助員	不要
看護師	看護師免許
栄養士	栄養士免許
調理員	不要

2 募集施設

(1) 庄内地方

施 設 名	住 所 等	募 集 職 種
特別養護老人ホーム 松濤荘	飽海郡遊佐町菅里字菅野南山 7 番地 1 電話:0234-76-2103	援助員
障害者支援施設 山形県吹浦荘	飽海郡遊佐町菅里字菅野南山 21 番地 14 電話:0234-76-2516	援助員
総合施設 かるむの里 障害者支援施設 山形県鶴峰園 障害者支援施設 山形県慈丘園 慈丘園共同生活事業所	鶴岡市栃屋字天保恵 10 番地 1 電話:0235-35-1351 電話:0235-35-1755 電話:0235-35-0330	援助員 援助員 看護師 (4H/週)

(2) 村山地方

施 設 名	住 所 等	募 集 職 種
救護施設 山形県みやま荘	西村山郡河北町大字吉田字馬場 11 番地 電話:0237-72-3181	援助員
特別養護老人ホーム 大寿荘	西村山郡大江町大字藤田 839 番地 1 電話:0237-62-4328	援助員 看護師 調理員 (32H/週)
養護老人ホーム 明鏡荘	西村山郡朝日町大字大谷 1063 番地 電話:0237-68-2521	援助員
ワークショップ明星園共同生活事業所	山形市大野目三丁目 3 番 39 号 電話:023-616-4177	夜間支援員 (2 回/週)
みやま荘共同生活事業所	西村山郡河北町谷地己 56 番地の 8 電話:0237-72-7877	援助員

(3) 置賜地方

施設名	住所等	募集職種
特別養護老人ホーム 寿泉荘	長井市今泉 1857 番地 電話:0238-88-9127	援助員 援助員 (30H/週)
養護老人ホーム おいたま荘	長井市今泉 1857 番地の 6 電話:0238-88-9011	調理員 (20H/週)
救護施設山形県泉荘	長井市今泉 1812 番地 電話:0238-88-9211	調理員 (20H/週)
泉荘共同生活事業所	住所・電話同上	援助員 (30H/週)
山形県総合コロニー希望が丘 食事サービス課	東置賜郡川西町大字下小松 2045 番地の 20 電話:0238-42-4166	栄養士・調理員
障害者支援施設 ひめゆり寮	電話:0238-46-3102	援助員
障害者支援施設 まつのみ寮	電話:0238-46-3103	援助員
障害者支援施設 山形県梓園	米沢市大字三沢 26100 番地の 14 電話:0238-22-0398	援助員

3 待遇

(1) 賃金

職種	月給 (40H/週の場合)
援助員	152,100 円～
看護師	218,600 円～
栄養士	165,300 円～
調理員	147,700 円～

(2) 賞 与 / 年 2 回

(3) 諸 手 当 / 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、業務現任手当、資格業務手当、宿日直手当、資格取得奨励金手当

(4) 退 職 金 / 退職金共済制度あり (勤続 1 年以上)

(5) 休 暇 / 年次有給休暇、各種特別休暇 (健康維持増進休暇、私傷病休暇、家族看護休暇等)

(6) 保 険 等 / 各種保険加入 (健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険)

(7) 休 日 / シフトによる ※年間休日約 126 日 (40H/週の場合)

(8) 定 年 制 / 65 歳 (65 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日に退職)

(9) 再 雇 用 / 契約更新の可能性あり

(更 新)

(10) そ の 他 / 女性活躍推進法「えるぼし」認定

やまがた子育て・介護応援いきいき企業「優秀 (ダイヤモンド)」企業認定

(11) 応 募 / 上記事業所へ直接お電話いただくか、下記までお気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人山形県社会福祉事業団 事務局 (担当 佐藤)

住所 : 山形市宮町一丁目 3 番 3 6 号

電話 : 023-623-9127

(参考) 各施設についての説明

特別養護老人ホームとは

病気や障がいにより、在宅での生活が困難で、常に介護を必要とする方（原則として65歳以上）に対し、介護保険制度に基づいたサービスを提供する入所利用施設です。

養護老人ホームとは

身体的・精神的な理由や、経済的・家庭環境などの理由によって自宅での生活が難しい、介護を必要としない65歳以上の方に対して、老人福祉法に基づいたサービスを提供する入所施設です。

救護施設とは

生活保護法第38条により運営されている施設であり、精神障がいのある18歳以上の方で、精神病院に入院する必要はないが、家庭で生活することが困難な方に対し、潤いのある生活と自立のための援助を提供する入所施設です。

障害者支援施設とは

入所施設と一体となり、障がいのある方々に対して、日常生活に必要な介護を行うとともに、創作的活動の場を提供します。また、就労が困難な方々に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

サポートセンターとは

障がいのある方々やそのご家族の相談及び関係機関との連絡調整の窓口としての相談支援事業所、安心して自立した生活を送るため、日常生活上の必要な支援を行う共同生活事業所、日常生活に必要な介護や創作活動、就労に必要な支援等を行う日中活動事業所を設置しており、それらの運営を「サポートセンター」が一体的に行っています。

共同生活援助事業所とは

知的障がい及び精神障がいのある方々が自立した生活を営むことができるよう、共同住居において、相談や入浴、排せつ、食事の介護などの必要な支援を行い、地域生活支援を推進しています。なお、共同生活援助事業所は一般的にはグループホーム（GH）と呼ばれ介護サービスをGHの従事者が提供する介護サービス包括型GHと外部の訪問系サービスに委託する外部サービス型GHの2つに分類されています。